

## 各種免許交付申請等について

・中種子町に住所を有する方で、次の免許証の申請手続きができます。

### 1. 栄養士・調理師免許証交付

#### (1) 新規交付

#### (2) 訂正及び書き換え交付

#### (3) 再交付

<交付の流れ>

①県から町へ免許証が届いた際に、免許証交付に関する連絡事項を裏面に印刷した通常はがきを交付者へ送ります。

②はがきに記載された交付期間内に保健センターへ免許証をとりにきてください。その際に必要なものがあります。

(交付に必要な物)

- ・送られてきたはがき
- ・シャチハタ以外の認め印
- ・運転免許証等の身分が証明できる物

### 2. 医師・歯科医師・理学療法士・作業療法士・診療放射線技師・視能訓練士・臨床検査技師免許証交付申請

#### (1) 免許証申請（新規）

<交付の流れ>

①申請に必要な書類を保健センターに持ってきてください。

(申請に必要な書類)：保健センターにもあります。

- ・免許申請書（所定の用紙使用）
- ・発行から1か月以内の診断書（所定の用紙使用）
- ・発行から6か月以内の本籍記載で個人番号記載なしの住民票の写しまたは戸籍抄(謄)本（コピー不可）

・登録免許税納付のための収入印紙（申請書の収入印紙欄に貼ってください。）

医師・歯科医師：60,000円

理学療法士・作業療法士・診療放射線技師・視能訓練士・臨床検査技師：9,000円

・登録済証明書用はがき（所定のはがき使用。切手貼付。確実に受取可能な住所・氏名を記入）

②必要書類を確認後、県へ必要書類を送付します。

③約2～3か月後、県より免許証が保健センターへ届きますので申請者へ連絡いたします。

すのでとりにきてください。

## (2)免許証申請（籍訂正・書き換え）

<交付の流れ>

①申請に必要な書類を保健センターに持ってきてください。

（申請に必要な書類）：保健センターにもあります。

- ・ 籍（名簿）訂正・免許証書換え交付申請書（所定の用紙使用）
- ・ 発行から6か月以内の本籍記載で個人番号記載なしの戸籍抄(謄)本（コピー不可）
- ・ 免許証の原本
- ・ 登録免許税納付のための1,000円分の収入印紙（申請書の収入印紙欄に貼ってください。）

②必要書類を確認後、県へ必要書類を送付します。

③約2～3か月後、県より免許証が保健センターへ届きますので申請者へ連絡いたしますのでとりにきてください。

## (3)免許証申請（削除・返納）

<申請の流れ>

①申請に必要な書類を保健センターに持ってきてください。

（申請に必要な書類）：保健センターにもあります。

- ・ 籍（名簿）登録登録抹消（削除）免許申請書（所定の用紙使用）
- ・ 発行から1か月以内の診断書（所定の用紙使用）
- ・ 死亡又は失踪宣告を受けたことを証する書類（コピー不可）
- ・ 免許証の原本

②必要書類を確認後、県へ必要書類を送付します。

## (4) 免許証再交付申請

<交付の流れ>

①申請に必要な書類を保健センターに持ってきてください。

（申請に必要な書類）：保健センターにもあります。

- ・ 免許証再交付申請書（所定の用紙使用）
- ・ 発行から6か月以内の本籍記載で個人番号記載なしの住民票の写しまたは戸籍抄(謄)本（コピー不可）
- ・ 免許証の原本（き損の場合のみ）
- ・ 登録免許税納付のための3,100円分の収入印紙（申請書の収入印紙欄に貼ってください。）

②必要書類を確認後，県へ必要書類を送付します。

③約2～3か月後，県より免許証が保健センターへ届きますので申請者へ連絡いたしますのでとりにきてください。